

札幌学院大学における公的研究費不正防止計画

統括管理責任者

札幌学院大学において公的研究費の不正使用を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
責任及び権限について	<p>責任者の責任及び権限が不明確であると責任者自身の理解が不十分になる。</p> <p>責任者が交代する場合の対応が不徹底のため、次第に責任者の意識が低下する</p>	<p>責任体系を明確化した規程を制定し、周知を徹底する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 文科省によるガイドライン改正（令和3年2月1日）に対応した競争的研究費の管理・運営・監査体制により、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化を図る。不正行為防止対策委員会には内部監査室長にも出席いただき、情報提供を行うと共に連携を深め、内部統制の整備・運用状況、不正防止計画が適切に実施されているか確認いただく。 毎年9月開催の理事会において、公的研究費の不正使用防止と適正な運営・管理を徹底することについて、最高管理責任者より決意表明を行う。</p> <p>責任者が交代する際、後任者への引継ぎを徹底し、意識の維持・向上を図る。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 責任者の交代時期に前任者及び事務局による引継ぎを徹底する。</p>

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
法令等、運営・管理ルール、本学関連規程の明確化・統一化	法令等、運営・管理ルール及び本学関連規程の認識不足	<p>競争的研究費の使用に関わる法令等、運営・管理ルール、本学関連規程及び研究費の使用手続を網羅した「科学研究費助成事業執行マニュアル」を毎年作成、研究者にルールを周知し適正な運営・管理を行う。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 ルールの明確化・統一化を図ると共に、公的資金の適正な執行を確保できるよう、公的研究</p>

コンプライアンス教育	コンプライアンス意識の低さから不正行為が生じる。	<p>費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p> <p>不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運営・管理ルール・各種手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請資格の制限、研究費の返還措置、不正対策全般についてのコンプライアンス教育を適時実施する。</p> <p>研究倫理教育の教材を CITI-Japan から 2017 年度日本学術振興会の eLCoRE に変更して実施している。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>コンプライアンス教育は、競争的研究費（科研費等）の申請者、交付者及び競争的研究費の管理に係る者に対して実施した。パワーポイント資料による説明や文部科学省が作成した教材の動画視聴により意識の向上を図り、対象者全員から誓約書の提出を求めている。</p> <p>また、研究倫理教育 eLCoRE の受講を教員全員に義務づけ、競争的研究費の取扱いについての理解を深めた。研究倫理教育については、毎年新任教員と前回受講から 5 年経過した研究者を対象に実施している。</p>
啓発活動	競争的研究費を交付されていない研究者の不正防止に対する意識の低さ、予算執行の特定の時期への偏りから不正が発生する。	<p>ガイドライン改正に対応し、競争的研究費を交付されていない研究者も含め、全構成員に啓発活動を実施し、不正を起こさせない組織風土を形成させていく。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>「研究不正防止ニュース」を定期的・継続的に全構成員にメール配信し、不正根絶に向けての意識向上と浸透を図る。</p>

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
不正発生要因の把握	<p>競争的研究費の集中、取引・検収のチェック体制の不徹底・形骸化</p> <p>担当事務局と研究者のコミュニケーションの不足</p>	<p>不正発生要因の把握を行い、不正防止計画に反映させ実施する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>実効性のある不正防止計画となるよう継続的に検討し必要に応じて見直しを行う。</p> <p>法令等、運営・管理ルール、本学関連規程及び科研費執行マニュアル記載事項の周知徹底を行うと同時に、研究者と担当事務局とのコミュニケーションを密にし、研究者が不明な点を気軽に担当事務局に相談できる環境を整え相互理解に努める。</p>

6. モニタリングの在り方

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
内部監査室によるモニタリング	実効性のあるモニタリングが行われず、研究費不正使用の発生リスクを抑止できない。	<p>内部監査室内に競争的研究費の監査実施体制を整備している。 内部監査室において監査方針・監査方法等を策定し監査を実施する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 競争的研究費の監査実施については「札幌学院大学における公的研究費の管理・運営等に関する規程」で内部監査室と規定し、専門的知識を有する会計監査人による会計書類を中心とした通常監査のほか、研究者の一部を対象に、内部監査人によるヒアリングを含む特別監査を実施した。 監事・内部監査室及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報交換、意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を継続する。</p>